

プラットフォームと法律の年表

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

経緯

- 元々は、規制改革推進会議の下にある医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ(以下「WG」)が答申したもの
- 答申を受けた規制改革推進会議が決議して(2023年6月1日第16回規制改革推進会議・第58回国家戦略特区諮問会議 合同会議)そのまま同会議の意見書となっている。
- WGにおいて「医療等データの利活用を可能とする制度・運用の整備について～必ずしも『同意』に依存しない個人の権利利益の保護の在り方」を議論したが...
- 意見が対立したのは、むしろ**オプトアウトを認めるべきかどうか**

2001年

違法有害情報

【プロ責法成立】

- 権利侵害情報について、掲示板管理者等の損害賠償責任を限定＋発信者情報開示制度
- 背景として、匿名掲示板の被害拡大（動物病院事件東地2002、東高2002、DHC事件東地2003）「総務省の啓発活動にも関わらず他人の権利を侵害する情報の送信が後を絶たない」

【2001年世相】

- ○米国同時多発テロ、○小泉政権発足、○新宿雑居ビル火災
- レコ大「Dearest」浜崎あゆみ（2000年は「Tsunami」サザン）

利用者データ

偽情報

2008年

違法有害情報

【青少年インターネット利用環境整備法成立】

- 携帯電話事業者にフィルタリングサービスを提供する義務を課する。
- 背景として、児童の虐待の側面を持つ犯罪＝福祉犯として「インターネット等を利用して児童に性的画像を送信させ、ポルノ画像を製造する行為」が多発。

【2008年世相】

- ○リーマンショック、○秋葉原7人殺傷、○オバマ大統領就任
- レコ大「Ti Amo」EXILE（2010まで3年連続EXILE）

利用者データ

偽情報

青少年インターネット環境整備法改正の概要

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。

※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等
フィルタリング容易化措置を義務付け

3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置
を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

違法有害情報

2012年

利用者データ

【スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ(SPI)公表】

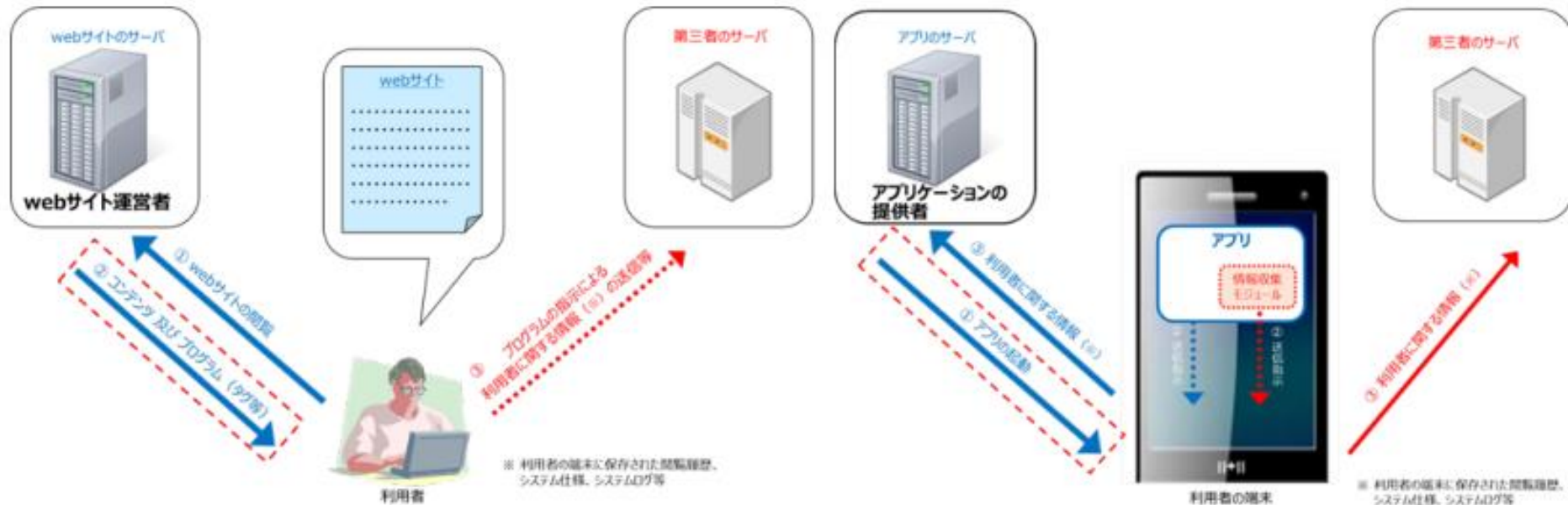
- スマホ利用者情報の保護について、アプリのプラポリ掲出を推奨するGL
- 背景として、スマホアプリの**外部送信**が「情報を取られる怖いもの」として報道されたことによるスマートフォンとそのアプリの普及に悪影響があることが懸念された。

【2012年世相】

- ○自民党が与党に復帰、○オバマ再選、○山中教授ノーベル賞
- レコ大「真夏のSounds good !」AKB48

偽情報

外部送信ーウェブの場合とアプリの場合



ウェブサイトの場合：
ウェブサイトにタグを設置することにより、そのウェブサイトにアクセスした情報を第三者に提供

アプリの場合：
アプリに情報収集モジュールを設置することにより、スマートフォンの情報を第三者に提供

違法有害情報

2015年

利用者データ

【個人情報保護法改正 パーソナルデータ検討会】

- 技術検討WG(主査:佐藤一郎)で、端末識別子等の準個人情報を法の保護対象に含めることを目指すが不成功に終わる。検討会では反対の意見はなかったが

...

【2015年世相】

- ○安全保障関連法成立、○東芝不正会計で歴代社長辞任、○IS邦人人質殺害
- レコ大「Unfair World」三代目 J Soul Brothers

偽情報

2018年

違法有害情報

【海賊版サイトブロッキング】
知財本部「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」 2018年6月～10月

利用者データ

【総務省プラットフォームサービス研究会始動】

➤ 「本研究会では、近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討を行います。」

偽情報

➤ 最初の成果である中間報告書の段階で、**フェイクニュース対策**にも言及している。2020年2月の最終報告書の段階でも同じスコープ。

【2018年世相】

- ○日産ゴーン逮捕、○財務省、森友文書改ざん、○米朝初首脳会談
- レコ大「シンクロシティ」乃木坂46

2020年

違法有害情報

- 【インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言】(8月)
- プラ研から緊急提言
 - 背景は、2020年5月のプロレスラーの誹謗中傷による自死を受けたもの
 - これにより、プラ研の守備範囲が違法有害情報に拡大

【2020年世相】

- ○コロナ猛威、○安倍首相退陣、○ゴーン逃亡、○「鬼滅の刃」ヒット
- レコ大「炎」LiSA

利用者データ

偽情報

2021年

違法有害情報

利用者データ

【利用者情報WG設置】(3月)

【プラ研「中間とりまとめ」公表】(9月)

- 「電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、e プライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、cookie や位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な**制度化に向けた検討を進める**ことが適当」

【電気通信事業ガバナンス検討会】

- プラ研の議論を引き取って法改正を検討
- 当初想定規制レベルに**事業者団体が反対して「後退」**

【2021年世相】

- ・ ○東京五輪、○岸田内閣
- ・ レコ大 CITRUS/Da-iCE

偽情報

電気通信事業法の目的

個人情報保護法とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保



私の通信が筒抜けだ！

利用の変化

守られている



・通話
・メール

通信の秘密



・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

通信関連
プライバシー

2018/06			
2018/06			グッシュス)
2018/06/02	19:30		WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02	19:52		WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02	20:05		ポータル△
2018/06/04	20:30		ニュース□
2018/06/01	20:46		EC@

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
(「電気通信役務利用者情報」も同じ ⇒ 対象範囲も違う)

電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について

新経済連盟の「懸念」に対する懸念

新経済連盟の発表した「電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について」に対する懸念



新経済連盟の「懸念」に対する懸念

新経済連盟の発表した「電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について」に対する懸念



プレスリリース

政策テーマ

政府等への提言、意見

2021.12.17 電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について

- 現在明らかになっている法改正の方向性は、**デジタルビジネスのみならず日本社会のデジタル化全体**にとって**深刻な負担**となり、**阻害するおそれが高い**ものであり、**重大な懸念**あり。

懸念点①

総務省が、ネット利用企業／デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしていること

既に銀行・家電メーカー・自動車メーカー・商社・物流会社・ゲーム会社・飲食店なども「電気通信事業者」
→ DXの進展により、更に広範な企業が電気通信事業法の規制対象となり、IoT/M2Mのデータ流通にも大きな影響

懸念点②

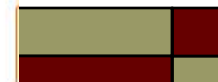
電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらすこと

個人情報保護法との二重規制+過剰規制（個人を識別できない情報の取扱いも規制、サーバ設置国の公表義務など）
→ あらゆる企業は、個人情報保護法に加え、電気通信事業法も理解した上で対応を行うことが必要に

懸念点③

国際的に極めて異常なガラパゴス規制が、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすこと




サービスにチャット/メッセージング機能を付けるだけで総務省への届出が必要といったガラパゴス規制



ニュース > 科学・IT

ネット利用者情報の企業利用、総務省の規制案はなぜ後退したのか

2022/01/25 22:18

[この記事をスクラップする](#)   

電気通信事業法の見直しで揺れる総務省

パソコンやスマホで買い物をしたり、ウェブサイトを開覧したりすると、購買・閲覧の履歴や位置情報、アプリの利用状況など利用者に関する様々なデータが記録される。このような「利用者情報」は現在、本人の意向にかかわらず、事業者によってほぼ自由に扱われている。総務省は電気通信事業法の見直しで、その規制を検討してきたが、事業者団体の反対で、後退を余儀なくされた。何がどう変えられ、それによって利用者は何を得られなかったのかを検証する。（編集委員・若江雅子）



審査が不安に思っている人にもおすすめのクレジ

| 苦言や落胆、荒れた検討会

		当初の方針	実際の法律
利用者情報の種類			
特定利用者 情報規律	対象となる 情報の範囲	契約・登録の有無に関わらず、すべての 利用者の情報(オンライン識別子に紐づ けられた履歴も含む)	契約・登録した利用者の情報の み(オンライン識別子のみ紐づ けられた情報は除外) + 通信の 秘密
	対象の事業 者	すべての電気通信事業者。一定規模以 上の事業者には追加の規制	利用者1000万人以上(無料)、 500万人以上(有料)の大規模事 業者だけ
	情報の保管 先や委託先 義務の内容	一定規模以上の事業者には、所在国の 公表を義務	いったん後退したが復活
外部送信 規律	適用事業者	外部送信機能を入れた全てのウェブサイ トやアプリ	「電気通信事業者」と「電気通信 事業を営む者」に限定
	外部送信機 能の内容	利用者の事前同意取得	通知または容易に知りうる状態、 または同意取得、オプトアウト措 置
クラウド事業者への規律			
事故報告の義務		クラウド事業者が「コアネットワーク機能」 を提供している場合は、事故報告義務を 課す	見送り

読売新聞の記事の表をアップデート

朝日新聞デジタル > 記事

「とにかく中止」撤回された当初案 ネット利用者の情報保護巡る攻防

🔒 有料会員記事

杉山歩、江口悟 2022年2月19日 8時00分

シェア ツイート ブックマーク スクラップ メール 印刷

list 1



自民党政調の情報通信戦略調査会。総務省幹部が電気通信事業ガバナンス検討会の報告書案を説明した=2022年2月3日、東京・永田町の自民党本部

インターネット利用者の情報保護をめぐる新たな規制の案が、曲折を経て固まった。目指した欧州並みの強い規制は経済界の反発を受けてトーンダウン。識者には「世界から取り残される」との懸念もある。

「法改正がつぶれるよりははまだが、残念。もう少し押し返せなかったのか」。規制の強化に向けて議論してきた検討会のある委員は、経済界の反対を受けて大幅に後退した報告書の内容に不満を漏らした。

2022年

違法有害情報

【プラ研に誹謗中傷WG設置】(12月)

利用者データ

【R4改正電気通信事業法成立】

- **外部送信の規制 + 特定利用者情報の規制**
- 特定利用者情報の規制は、アカウントを有するユーザーの情報と通信の秘密について、取扱規程(内部ルール)の策定や取扱い方針公表等を義務付けるもの
- LINEの利用者データが中国の委託先で閲覧可能になっていた事件を受けたもの

【2022年世相】

- ○ロシアがウクライナ侵攻、○安倍首相襲撃、○統一教会
- レコ大「Habit」 SEKAI NO OWARI

偽情報

外部送信規制と適正な取扱い規制 「立法事実」との関係

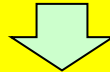


CA事件



リクナビ

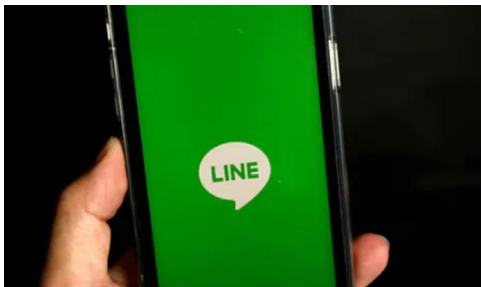
ウェブの閲覧履歴やアプリの利用
情報が筒抜け！



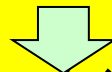
外部送信規律

外部送信

LINE問題



メッセージやウェブの閲覧履歴が
安全保障上の問題がある国で管
理される



取扱いを行う国名公表など

特定利用者情報

ご清聴ありがとうございました
